

「渋谷駅中心地区 大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針」 変更(案)の認定について

1 認定にあたっての審査項目

審査項目	対応状況
(1) 大規模建築物等の建築等を行おうとする事業者の全員の合意が得られているとともに、特定区域景観形成指針案の適用区域内の地権者に対して、十分な理解を得る努力がなされていること。	渋谷区は、区域内で大規模建築物等の建築等を行おうとする事業者や渋谷駅前エリアマネジメント協議会と調整・確認を行いながら、指針変更案を作成し、内容について合意を得るとともに、平成31年2月8日に区民を対象に意見交換会を開催、2月4日から15日まで指針変更案について意見募集を行うなど、地権者の理解を得る努力を十分に行っている。
(2) 地元からの意見に対する十分な配慮	変更案については、専門家や地元代表で構成される「デザイン会議」で議論を重ねるとともに、意見交換会や意見募集で出された意見については、意見に対する渋谷区の考え方・対応を示している。
(3) 東京都景観計画の理念との整合性	本指針は、地元から意見を聴取し、渋谷区、事業者および地元住民が連携して取りまとめており、都景観計画に定める基本理念「都民、事業者等との連携による首都にふさわしい景観の形成」、「交流の活発化による東京の更なる発展」と整合を図っている。
(4) 景観形成の方針、景観形成基準及び運用体制の妥当性	追加する景観形成基準は、景観形成の方針に基づき、渋谷の特性を活かすよう定めている。

2 認定について都の意見

上記1の対応内容を審査した結果、本指針変更(案)は当該区域の個性を生かした景観を創出するものとして適切と判断し、都の特定区域景観形成指針として認めることが妥当であると判断する。